

豊田市足助プール指定管理者 募集要項

令和6年7月
豊田市地域振興部足助支所

1 公募の目的

豊田市足助プールの管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び体育施設条例（昭和45年豊田市条例第18号）の関係規定により、管理運営業務を行う指定管理者を募集する。

2 対象施設の概要

（1）名称及び所在地（令和6年7月現在）

ア 名称 豊田市足助プール
イ 所在地 豊田市足助町横枕8番地

（2）設置目的

当該施設は、スポーツの振興及び市民の体力と健康の増進を図ることを目的とする。

（3）沿革

昭和51年 7月	豊田市足助プール 開設（利用開始）
平成21年 4月	指定管理者制度導入
令和 2年 7月	改築（利用開始）

（4）施設の規模等

①敷地面積 2,930㎡
②施設構造 下表のとおり

ア プール

構造	鉄骨造（強化プラスチック）
延床面積	448.25㎡ 25m×8コース（一般用6コース、低学年用2コース）
水深	一般用プール 1.20m 低学年用プール 0.85m
その他	シャワー設備及び洗眼設備 有り

イ 管理棟

構造	木造 地上1階建て
種別及び面積	・監視員室（31.05㎡） ・機械室（22.77㎡） ・倉庫（16.56㎡） ・男子更衣室／女子更衣室（43.06㎡／42.65㎡） ・身障者用更衣室（13.88㎡） ・男子トイレ／女子トイレ（12.42㎡／10.14㎡） ・多目的トイレ（6.83㎡） ・前室（9.53㎡） 管理棟延床面積 208.89㎡

ウ その他

その他施設	駐輪場（10台分）、見学コーナー
-------	------------------

(5) 現在の管理体制

株式会社メイギガードサービスが指定管理者として管理運営

※指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

(6) 利用者数の概要

(単位：人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去3年平均
一般利用	2, 6 6 1	3, 3 7 5	3, 3 4 7	3, 1 2 8
水泳教室	中止(※1)	4 4 7	5 2 3	4 8 5
計	2, 6 6 1	3, 8 2 2	3, 8 7 0	3, 6 1 3
学校活動	中止(※1)	1, 0 0 4	9 4 6	9 7 5

※1 コロナ感染症拡大対策として実施を見送ったため中止。

3 指定管理者による管理運営の基本方針

指定管理者は、以下の事項に十分留意して当該施設の管理運営を行うものとする。

ア 住民福祉の増進を目的として設置された公の施設としての役割を十分に認識し、利用者へのサービス提供に当たっては、公平な取扱いをすること。

イ 豊田市足助プールの設置目的を最大限に実現することを目指して、適切な管理運営に努めること。

ウ 多様化する住民ニーズに対してより効果的、効率的に対応できるよう、創意工夫の上、質の高いサービスの提供に努めて利用者へのサービスの向上を図るとともに、経費削減に努めて効率的な管理運営を行うこと。

エ 当該施設を長期に安全・安心な状態で利用できる状態に保つため、適切な業務体制を構築し、施設の維持管理を行うこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、豊田市体育施設条例の規定に基づき、主として以下の業務を行う。

ア 指定管理施設の利用の許可に関する業務

イ 指定管理施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ ア、イに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

※上記ウに関する事項の詳細は、管理運営業務仕様書で定めるものとする。

5 管理の基準

(1) 利用期間

毎年7月第2日曜日～8月31日

※上記利用期間以外（6月中旬から7月中旬まで）に足助地区の小学校でプール施設のない学校（令和6年9月末現在7校）が、学校活動等で利用。利用日程等については事前に学校に確認し調整を行うこと。

(2) 利用時間

午前9時30分から午後4時までを利用時間とする。

(3) 利用日及び利用時間の変更

指定管理者は、市長の承認を得て、利用期間以外に臨時に利用し、又は利用時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増加した場合においても市から支払う指定管理料は増額しないものとする。

ただし、前記に示した学校活動等に利用する期間の管理経費については、あらかじめ指定管理料に含めるものとする。

また、指定管理者は、休館日及び開館時間についても、利用者のサービス向上等の視点から柔軟に対応し、提案することができる。

(4) 利用の許可

指定管理者は、当該施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。ただし、行政財産の目的外使用に関する許可は行うことができない。

(5) 個人情報の保護、情報セキュリティの確保及び情報公開における指定管理者の責務

ア 個人情報の保護及び情報セキュリティの確保（別添資料 1 を参照）

当該施設を管理運営するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、豊田市情報セキュリティ基本要綱及び関係する諸規程に基づき、本個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記を遵守するものとする。

イ 情報公開

指定管理者は、豊田市情報公開条例（平成 10 年条例第 34 号）の趣旨に則り、施設の管理に関する業務に係る情報の公開に努めるものとする。

(6) 関係法令等の遵守

当該施設を管理運営するに当たっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、愛知県プール条例（昭和 36 年愛知県条例第 1 号）、同施行規則（昭和 36 年愛知県規則第 11 号）、同運営要綱、豊田市体育施設条例（昭和 45 年条例第 18 号）、同管理規則（令和 2 年規則第 8 号）、プール管理の手引（愛知県発行）、「市営プール管理員服務規程」（豊田市発行）及びその他の関係法令等の内容を理解し、遵守するものとする。

(7) 業務の再委託等の制限

指定管理者が、業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分（施設責任者が担うべき総括・監督業務や利用許可及び料金収受など管理者としての権力行使に関わる業務など）を第三者に委託又は請け負わせることは、これを禁止する。

6 インボイス対応

指定管理施設においても、原則、適格請求書登録事業者へ登録すること。ただし、指定管理者が免税事業者であり、適格請求書登録事業者への登録を行わない場合は、市へ報告すること。

使用料（市の収入）の場合・・・代理交付を採用します。豊田市名で発行。

課税・免税の別 収入種別	課税事業者 (適格請求書登録事業者)	免税事業者
使用料 (市の収入)	豊田市名で発行 (代理交付)	豊田市名で発行 (代理交付)

7 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間（予定）

※指定期間は、豊田市議会の議決を経て確定する。

8 応募に関する事項

(1) 応募資格要件

ア 法人その他の団体であること（法人格の有無は問わないが、個人での応募は不可）。

イ 次の項目のいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 豊田市から入札参加停止を受けている者
- ③ 豊田市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第32号）第3条第3項及び第4項の規定に抵触する者
- ⑤ 豊田市から「豊田市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた者
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ⑦ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者

（2）失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失う。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となる。

- ① （1）に定める応募資格要件を満たさなくなった場合
- ② 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- ④ 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合
- ⑤ その他不正・不誠実な行為があった場合

（3）提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式1）

- ・「役員の役職及び氏名」は、適宜記入欄を修正した上で、該当者全員の情報を記入すること。なお、役員とは、株式会社では取締役及び監査役に、一般社団・財団法人及び社会福祉法人等では理事及び監事に当たる者とする。
- ・「予算の概要」には、現事業年度の団体全体の収支予算の主な情報（株式会社では純売上高、社会福祉法人では経常収支計、その他の団体ではこれらに相当するもの）を記入すること（記入例：令和5年度予算・純売上高 ○○, ○○○千円）
- ・「事業の執行体制」には、組織機構の概要（支社・部・課等のセクション数及び社員・職員数等）を記入すること。なお、事業計画書に記載する内容と重複する場合は、「別添事業計画書を参照」と記入することも可。

イ 事業計画書（様式2）

- ・「従業員数」は、原則として現事業年度の開始月時点での正社員数を記入すること（記入例：令和6年4月1日時点正社員数 ○○人）
- ・基本事項中「責任者の経歴等を明らかにすること」については、原則として指定申請時点で責任者を明らかにすることとするが、組織上の都合でそれが困難な場合は、貴団体が責任者に求める資質、資格保有状況、業務経歴などに関する考え方を記入すること。

ウ 指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式3）

エ 指定管理料見積書（様式4）

オ 豊田市足助プールの管理運営に関する収支計画書（様式5）

カ 指定管理料に係る燃料費及び光熱水費積算明細書（様式8）

- ・指定管理料見積書（様式４）、収支計画書（様式５）及び光熱水費積算明細書（様式８）は全てまとめて封筒に入れ、封筒の表面に「〇〇見積書、収支計画書、光熱水費積算明細書」と、裏面に住所、氏名を記載し、封筒継目に３個以上の封印を押すこと。

キ 共同企業体協定書（様式６） ※共同企業体（連合体）で応募する場合のみ

ク 申請する法人等に関する以下の書類

※共同企業体による応募の場合、構成団体である全ての法人等のものを提出すること

- ① 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ② 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ③ 当該申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものを含む。）

（４）提出書類作成に当たっての留意事項

豊田市足助プールの管理運営に関する収支計画書（様式５）の記入に当たっては、事前に別添資料２（収支計画見積注意事項）を参照すること。

（５）共同企業体による応募

共同企業体による応募を行う場合は、以下の項目に留意すること。

ア 複数の団体が共同企業体を構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

イ 共同企業体の構成団体数は、代表団体を含めて２以上５以下の範囲とすること。

ウ 単独で応募した団体は、共同企業体による応募の構成団体になることは認められない。

エ 同時に複数の共同企業体の構成団体となることはできないこと。

オ 代表団体及び全ての構成団体が応募資格を満たしていなければならない。

（６）受付期間及び提出方法等

受付期間	令和６年８月１４日（水）から令和６年９月５日（木）まで ※土、日曜日は除く。 ※期間中の受付時間は午前８時３０分から午後５時１５分までとする。
提出先	豊田市役所 地域振興部足助支所 （市民生活担当） 〒４４４－２４２４ 豊田市足助町宮ノ後２６番地２ 【E-mail】 asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp
提出方法	【上記（３）提出書類内のア～ウ、キ～ク】 PDF形式で上記メールアドレスへ提出すること。（登記簿謄本等はスキャンしてPDF化すること。） 【上記（３）提出書類内のエ～カ】 上記提出先へ直接持参により提出すること。郵送、FAX、電子メール等による提出は受け付けない。

（７）説明会の開催

当該施設の指定管理に関する注意事項について、下記のとおり説明会を開催する。

日 時	令和６年８月１日（木） 午後１時３０分開始
場 所	豊田市役所 足助支所
申込方法	説明会参加申込書（様式７）に必要事項を申込の上、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法による。
申込期限	令和６年７月２９日（月） 正午まで

その他	参加人数は各団体2名までとし、参加に係る交通費等は参加者の負担とする。説明会に参加しなくても応募は可能。
-----	--

(8) 応募に関する質問の受付

受付期間	令和6年7月25日（木）から令和6年8月2日（金）まで ※期間中の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
質問方法	質問内容、団体名、代表者名、担当者名、連絡先を記入したもの（様式任意）を郵送、FAX、電子メール又は持参
回答方法	回答は随時市のホームページ上に掲載するものとする。 なお、最終回答は令和6年8月9日（金）までに掲載する。

(9) その他応募に関する留意事項

- ア 応募書類の提出後は、内容を変更すること及び追加することは認められない。ただし、市が認めた場合にはこの限りではない。
- イ 応募書類提出後に辞退する場合は、書面にて辞退届（様式任意）を提出すること。
- ウ 応募書類は返却しないこととする（ただし、応募の辞退があった場合は原本のみ返却可）。
- エ 応募書類の著作権は、申請団体に帰属する。ただし、指定管理者に選定された申請団体の応募書類については、市長が当該施設の管理内容の公表その他必要と認める場合において、その一部又は全部を無償で利用できるものとする。
- オ 応募に関する必要経費は、その全額を申請者の負担とする。

9 選定審査に関する事項

(1) 選定審査の方法

- ア 指定管理者の選定は、豊田市指定管理者選定委員会が主体となり、条例等の規定による選定基準に基づき、応募団体から提出された事業計画書等の提出書類及び別途実施するプレゼンテーションを審査して行う。
- イ 別に示す選定審査基準により算定された総合得点が最も高い団体を『優先交渉権者』とし、総合得点が第2位であった団体を『次点交渉権者』とする。なお、詳細は選定審査基準書を参照すること。

(2) 選定審査の日程

価格審査	令和6年9月9日（月）午後1時30分開始 市役所南庁舎3階 南33会議室（行政改革推進課横） ※紙媒体で実施。 ※価格得点の算出の透明性を図るため、見積書の開封及び予定価格の発表等を実施する。応募した団体は、希望により立会者（1名まで）を出席させることができる（申込等は不要）。 ※結果は文書で送付するため、希望がなければ出席しなくても問題ない。
プレゼンテーション審査	令和6年9月下旬 ※ペーパーレスで実施。 ※受付状況を踏まえて、詳細日程を別途通知するものとする。 ※審査には、当該業務に係る総括責任者（又はそれに準ずる者）及び施設の管理責任者等の出席を求める予定である。
指定管理者の内定通知	令和6年10月下旬
指定管理者の指定	令和6年12月下旬（12月市議会の議決による）

(3) 選定審査基準

指定管理者の選定審査基準は、別添選定審査基準書を参照すること。なお、応募団体の物的・人的能力及び管理運営に関する提案力の他、指定管理料の金額もあわせて選定審査基準の配点に組み込むものとする。

(4) その他選定審査等に係る留意事項

- ア 選定結果については、その概要を市ホームページで公開するものとする。
- イ 指定管理者に選定された団体の提出書類について、情報公開の請求があった場合は、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）に基づき、公開又は非公開の判断をするものとする。
- ウ 落選した応募団体の提出書類は原則非公開資料として取扱うものとする。なお、情報公開の請求があった場合においても、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに関しては不開示情報とするものとする。
- エ 応募業者すべてが価格審査において失格となった場合は応募団体に対して再見積を依頼する。

10 協定の締結

- ア 指定管理者は市との間で、指定期間全体に係る「基本協定」を締結するものとする。なお、応募段階での事業計画書において提案された事項については、協定を締結する際にその採用可否も含めて協議するものとする。
- イ 市が指定管理者に対して支払う指定管理料その他経費に関する事項は、年度ごとに締結する「年度協定」により定めるものとする。

11 管理運営に係る経費及び会計処理

(1) 管理運営経費の財源

- ア 当該施設の管理運営に関する経費は、応募団体が提示する指定管理料、その他団体が自主的に補う財源により賄うものとする。なお、「団体が自主的に補う財源」とは、団体が保有する自己財源等のことを言う。
- イ 指定管理料は、指定管理料見積書に記載された金額とすることを原則とするが、事業計画書に記載された提案事項の採用可否に関する協議等により変更することがある。

(2) 会計の独立

- ア 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理をその他の経理と明確に区分し、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。
- イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、その経理は上記アの経理に含めず、独立した会計帳簿類を整備しなければならない。

12 指定管理者の自主事業の取扱い

(1) 自主事業の実施について

指定管理者は、自らが企画し、自らの財源をもって自主事業を実施することが認められるが、自主事業の実施基準は別添資料3のとおりとするため、これを参照すること。

指定申請段階（提案段階）における自主事業実施計画は、目的、対象者、事業期間、場所、講師等の概要、収支計画等の情報を可能な限り明らかにすること。講師が未決定で収支計画が立てられない場合等についてはその旨を記載するなどの対応とする。

(2) 自動販売機の設置について

指定管理者が自主事業として自動販売機を設置する場合、以下の貸付料を市へ納入するものとする。なお、自動販売機の新規導入時は、できる限りキャッシュレス対応すること。

新規・既設に関わらず	自動販売機の設置により指定管理者が得る利益の20% (ただし最低でも課税標準額を基に計算した行政財産の 貸付料相当は支払うものとする)
------------	---

1.3 市と指定管理者の責任分担

当該施設の管理運営に関する市と指定管理者の責任分担(リスク分担)は、別添資料4のとおりとする。なお、詳細に関しては、双方協議の上で基本協定書において定めるものとする。

1.4 その他の留意事項

(1) 関係職員等への接触の禁止

応募団体は、指定管理者を内定するまでの間において、豊田市指定管理者選定委員会委員及び本件業務に従事する市職員に対して、当該選定に関して自己に有利になることを目的とした接触その他の働きかけを禁止するものとする。なお、当該接触等の事実があった場合には失格とする。

(2) 業務の引継ぎについて

- ア 指定管理者は、指定期間開始とともに円滑に業務を開始できるよう、指定期間開始前に、当該施設の現管理者等から引継ぎを受けること。なお、当該引継ぎに係る費用は指定管理者の負担とする。
- イ 指定管理者は、指定期間の終了又は指定取消しによって、次期指定管理者に業務を引継ぐ場合には、当該施設の管理運営に支障を及ぼすことのないよう、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要書類及びデータを整備すること。

(3) 業務内容の一部変更について

指定期間内において指定管理業務の内容、事務手順、市との業務分担等を一部見直す必要が生じた場合には、市と指定管理者の協議の上、これを変更することができるものとする。

1.5 問合せ先

豊田市役所 地域振興部足助支所 市民生活担当

〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26番地2

電話 0565-62-0600

FAX 0565-62-0606

メール asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp

個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記

（総則）

第1条 ○○法人○○○○（指定管理者）（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律 第57号）、委託者（以下「甲」という。）が定める豊田市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第56号）及びこれらに係る諸規程に基づき、この特記に定める事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

（守秘義務）

第2条 乙は、受託業務の実施により直接又は間接に知り得た個人情報等その他秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間が満了し又は契約を解除した後も、同様とする。

（個人情報等の取扱いの報告）

第3条 乙は、甲から個人情報等の取扱いについて報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告の手順（緊急時の報告の手順を含む。）を事前に定めておかなければならない。

（個人情報等の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第4条 乙は、甲から提供を受けた個人情報等を、対象業務の用に供する目的以外に利用してはならない。また、甲の承諾を得ないで、第三者へ提供してはならない。

（個人情報等の管理）

第5条 乙は、対象業務を履行するために個人情報等を保持している間は、次に掲げる事項を遵守し、個人情報等を適正に管理しなければならない。

- （1）個人情報等は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退管理が可能な保管室において厳重に保管すること。
- （2）個人情報等が記録された媒体並びにそのバックアップの保管状況及び記録された情報の正確性を定期的に点検すること。
- （3）甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報等を作業場所から持ち出さないこと。
- （4）個人情報等の複製又は複写をする場合は、必要な最小限度で行うものとし、事前に甲の承認を受けること。
- （5）個人情報等の漏洩、紛失、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報等の漏洩等の事故」という。）を防止し、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（緊急時の対応）

第6条 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合に備えて、緊急時対応計画を定めておかなければならない。

2 乙は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、甲に対し、直ちに事故の発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

3 甲は、個人情報等の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて事故に関する情報を公表することができる。

（再委託）

第7条 乙は、やむを得ない場合を除き、対象業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、やむを得ず対象業務の一部を委託する必要がある場合は、委託契約の名称、委託先に関する情報、委託する理由、委託して処理する内容、委託先において取り扱う情報、委託先における安全性及び信頼性を確保するための対策、委託先に対する監督の方法並びに委託先において対象業務に従事する者を明確にした上で、対象業務の着手前に、甲に対し、書面（第5項の適用がある場合には、同項に基づき委託先から提出された報告書を含む。）により報告しなければならない。報告した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 乙は、前項の委託先（以下「再委託先」という。）に対し、特記事項を遵守させるとともに、甲に対し、再委託先による全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において乙の再委託先に対する監督の方法を具体的に定め、再委託先による特記事項の遵守状況を適切に監督するとともに、甲の請求に応じ、当該監督の状況を報告しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、再委託先等（再委託先のほか、委託を受けて対象業務の一部を処理することとなった者を含む。）が第三者に対象業務の一部を委託する場合について準用する。

（報告の徴収等）

第8条 甲は、乙及び再委託先による特記事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、乙及び再委託先に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして、乙及び再委託先の作業場所に立ち入り、遵守状況を検査させることができる。

（損害賠償）

第9条 乙は、乙及び再委託先が特記事項に違反し又は特記事項の遵守を怠ったため甲に損害が生じた場合は、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

収支計画見積注意事項

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の見積金額を積算するに当たっては、以下の点に留意してください。なお、収支計画書は、別途示す参考資料を基に作成してください。

1 支出計画について

(1) 人件費

- ・ 管理運営業務仕様書で示す人員配置基準に留意して人員配置計画を作成し、これに基づく人件費を積算すること。
- ・ 人件費の積算は、「正規職員」「嘱託職員（非常勤の専門嘱託員など）」「臨時・パート職員」の区分に分けて計上すること。なお、人材派遣によりスタッフを確保する場合は、「嘱託職員」に含めて計上すること。
- ・ 計上する人件費には、給料・賃金・手当の他、社会保険事業主負担分等を含めて積算すること。

(2) 修繕料

- ・ 当該施設の修繕料の積算については、下記に示す豊田市指定金額を計上すること。なお、これと異なる金額で積算を行うことは認められないため注意すること。

指定管理料に含めるべき修繕料 (豊田市指定金額)	93,390円(税込)
-----------------------------	-------------

- ・ 指定管理者は、管理運営業務仕様書に規定するとおり、原則として1件50万円以下の日常的小規模修繕を実施するものとする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市に返還し、不足する場合は市から支出するものとする。
- ・ 指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は市に帰属するものとする。

(3) 設備更新等に伴う対応

- ・ 市発注の設備更新等によりランニングコストの変動が見込まれる場合は、リスク分担表（別添資料4）に基づき指定管理料の変更について協議することとする。

(4) その他の経費

- ・ 消耗品費、役務費その他の経費については、管理運営業務仕様書に示す業務内容に十分留意し、必要経費を積算すること。
- ・ 自主事業に関する経費は、当該支出計画には計上しないこと。

2 収入計画について

(1) 事業参加料収入

- ・ 管理運営業務仕様書において、指定管理者が行うべきソフト事業（講座の開催等）の規定があり、かつ指定管理者が当該事業の参加者から参加料を徴収することとなっている場合には、収支計画書における「事業収入・事業参加料収入」に計上すること。

(2) 自主事業剰余金

- ・ 指定管理者が応募段階で自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として剰余金（利益）を

見込んでいる場合において、当該剰余金を当該施設の管理運営経費に充当することを提案する場合には、収支計画書における「他収入・自主事業剰余金」に計上すること。

- ・ なお、自主事業の提案については、別添資料 3（自主事業実施基準）の規定に留意すること。

3 指定管理料の積算手順

- ・ 指定管理料の見積金額は、以下の手順により算出すること。

区 分		モデル金額	備考
支出総合計	A	1 0 0	※自主事業に関する経費を含めないこと
事業収入計	B	5	
他収入計	C	1 0	
指定管理料見積金額	D	8 5	$A - (B + C)$

- ・ なお、市が支払う指定管理料は、「市が管理運営業務仕様書を変更する場合」又は「リスク分担表に該当する事態が発生した場合」を除き、指定期間中は固定金額（指定管理料の変更はしない）とする。

※具体的には、計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合などにおいて、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することを行わないので、留意すること。

指定管理者自主事業実施基準

（目 的）

第 1 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、市が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

（定 義）

第 2 この基準における自主事業とは、次に掲げるものとする。

- （１）管理運営業務仕様書に自主事業として実施することが定められている事業
- （２）管理運営業務仕様書に具体的定めがなく、指定管理者が自らの企画により行う事業

（事前協議）

第 3 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。

（承認基準）

第 4 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質に応じて、以下のすべての項目に適合することを条件に承認するものとする。

- （１）事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること
- （２）事業規模が施設許容量に照らして適当であること
- （３）対象者の設定に公平性が認められること
- （４）民間事業に多大な影響を及ぼす（圧迫する）懸念がないこと
- （５）事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること
- （６）事業内容が公序良俗に反しないものであること
- （７）指定管理料で当該経費を支出しないものであること
- （８）その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること

（使用料等）

第 5 指定管理者が自主事業のために、施設の部屋、区画等を使用又は占用する場合には、必要な許可を受けるほか、市に対し、条例で定められた使用料又は占用料を支払うものとする。

（実施報告）

第 6 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

（委任）

第 7 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

指定管理者制度リスク分担表

項 目	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	以下の特定経費の単価に関する物価変動リスクの分担は、別紙細則に定める基準による。 ＜特定経費＞ 電気料金、プロパンガス	○	○
	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記特定経費以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
利用者数、使用量の変動	指定管理者が指定申請時に積算した利用者数やエネルギー使用量等の変動に伴う経費の増減		○
法令変更	施設の管理運営の基準等に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理に関らず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制変更	施設の管理運営の経費に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理に関らず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加	○	
施設修繕等	管理者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する原状回復又は賠償		○
	経年劣化や利用に伴う損耗等に対応する一般的な修繕	○	
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象等に伴う施設修復等の経費増加	○	

項 目	内 容	負担者	
		市	指定管理 者
第三者への 賠償	管理者の注意義務を怠ったことにより与えた第三者への損害賠償		○
	施設の構造上の問題等を起因として利用者等が受傷した場合等で、管理者が負うべき責任のない第三者への損害賠償	○	
書類の誤り	指定申請書、事業計画書等指定管理者がその内容について責任を負うべきもの		○
	管理運営業務仕様書等市がその内容について責任を負うべきもの	○	
支払遅延	指定管理者が再委託業者等に支払う経費の支払遅延による損害		○
	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
その他	上記以外の事案は、市及び指定管理者の協議による（業務内容の一部変更、設備更新に伴うランニングコスト削減等）	○	○

物価変動リスク分担細則

この細則は、別添資料 4 指定管理者制度リスク分担表に規定する特定経費の物価変動リスクの分担方法を定めるものである。

(特定経費)

第 1 特定経費とは、当該施設の管理運営に係る電気料金及びガス料金をいう。

(物価指数及び調達単価)

第 2 物価指数及び調達単価は、特定経費の種類に応じて下表のとおりとする。ただし、小数点以下は第 2 位を四捨五入して処理するものとする。

区 分	物価指数	調達単価
電 気	電気料金支払月額を使用量（kwh）で除して得た数値	指定申請時点において指定管理者が様式 8 で示した金額
プロパンガス	総務省小売物価統計調査 主要品目の都市別小売価格（3 6 1 5）・名古屋市	

(特定経費年度協定額)

第 3 年度協定書において、指定管理料に含める特定経費の協定額（以下「特定経費年度協定額」という。）は、特定経費ごとに以下の計算式により算出するものとする。ただし、千円未満の端数は切捨てるものとする。

$\frac{\text{年度協定締結直近 1 月物価指数}}{\text{指定申請年度 1 0 月物価指数}} \times \text{調達単価} \times \text{指定申請時の年間計画使用量}$
--

(リスク分担方法)

第 4 特定経費に係る物価変動リスクの分担における物価変動の判定月は 6 月、7 月、8 月及び 9 月とする。

2 指定管理料の調整方法は、以下の計算式によって特定経費ごとの物価変動調整後所要額を算出し、物価変動調整後所要額合計が特定経費年度協定額合計の 1 1 0 %を超えた場合には当該超える分（千円未満切捨て）を市が追加負担するものとし、物価変動調整後所要額合計が特定経費年度協定額合計の 9 0 %を超えて下回った場合には当該下回る分（千円未満切捨て）を市に返納するものとする。

$\text{物価変動調整後所要額} = \frac{\text{判定月物価指数の平均値}}{\text{年度協定締結直近 1 月物価指数}} \times \text{特定経費年度協定額}$
--

3 前項に関わらず、特定経費年度協定額合計と物価変動調整後所要額合計の差が8万円を超える場合には、当該8万円を超える分（千円未満切捨て）を追加負担又は返納するものとする。

（委任）

第5 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、豊田市と指定管理者の協議により定めるものとする。